

## 選告示第12号

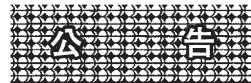
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成23年3月17日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表中	を	35,211	35,181	に改める。
		360,089	359,842	
		7,518	7,504	
		22,847	22,825	
		17,630	17,603	
		8,868	8,832	
		6,655	6,644	
		9,101	9,088	
		7,128	7,106	
		104,375	104,304	
		64,622	64,641	
		46,498	46,432	
		20,611	20,553	
		28,478	28,434	
		13,832	13,822	
		19,514	19,500	
		11,871	11,863	
		18,887	18,873	
		9,086	9,095	
		19,251	19,203	
		8,362	8,355	
		7,357	7,341	
		21,498	21,495	
		18,190	18,191	
		38,306	38,328	
		21,484	21,479	
		8,392	8,374	
		26,492	26,474	

選挙管理委員会



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

別表のとおりとします。

- (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

- (4) 履行場所

仕様書によります。

- (5) 入札方法

別表の調達役務ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

- (5) 平成17年度以降に、同様の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課

電話 026 (235) 7072

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおりとします。

イ 場所 長野県庁 西庁舎404号会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札による業務は、「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」により実施します。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 本委託業務は、「一抜け方式」を採用します。

対象業務、落札決定順位は下記一覧表のとおりとし、落札候補者が入札した他の委託の入札書は、無効(失格)とします。

一抜け対象委託業務箇所一覧表

落札決定順位	調達をする役務名
1	長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立歴史館所蔵資料デジタル化業務委託
2	長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立長野図書館所蔵資料デジタル化業務委託

(別表)

調達をする役務名	入札及び開札の日時
長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立歴史館所蔵資料デジタル化業務委託	平成23年3月29日(火) 午前10時
長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立長野図書館所蔵資料デジタル化業務委託	平成23年3月29日(火) 午前10時15分

情報統計課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成23年3月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活応援ネット スキップ

3 代表者の氏名

下井 明雄

4 主たる事務所の所在地

飯田市中央通り4丁目2番地3 ガーデンズプラザ2階

5 定款に記載された目的

この法人は、地域課題に関心のある市民が、その経験と知識を活かし、問題解決に取り組み、おさな子からお年寄りまで、いきいきと生活でき、共に支え合うまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成23年3月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州コアラ

3 代表者の氏名

市川 隆之

4 主たる事務所の所在地

東御市滋野736番地48

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 売払いに付する財産の名称及び特質並びに予定量

名 称	特 質	予 定 数 量
新聞紙	古新聞紙	35,000kg
段ボール	使用済段ボール類	17,000kg
その他古紙	コピー用紙、雑誌等	130,000kg

(2) 入札の方法

1 キログラム当たりの単価に予定量を乗じて得た価格の合

計額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県総務部管財課  
電話 026 (235) 7079

## 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間及び受付場所（郵送による場合も含む。）

### ア 受付期間

平成23年3月17日（木）から平成23年3月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで

### イ 受付場所

3の場所

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札を認めます。ただし、入札書は、平成23年3月28日（月）午後5時までに管財課に到達するようにしてください。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月29日（火） 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(5) 入札保証金

政令第167条の7 第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## 8 落札者の決定方法

予定価格を超えた入札であって、最高の価格をもつた者を落札者として決定します。ただし、同価の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定します。

## 9 契約書の作成の要否

必要とします。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

## 公告

次のとおり企画提案（公募プロポーザル）に付します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

## 1 企画提案公募に付する事項

### 1 業務名

平成23年度高齢買物弱者支援モデル事業企画運営業務

### 2 業務内容

高齢買物弱者の買物環境の改善のために行う支援事業の企画及び運営に係る業務を行うものです。

業務の詳細は、平成23年度高齢買物弱者支援モデル事業企画運営業務委託仕様書によります。

## 2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 長野県総務部長から「管理その他の委託及び物品購入等入札参加者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）」に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 法人格を有し、かつ、県内に主たる事務所を有する者（以下「適格事業者」という。）又は、適格事業者を代表者として、複数の者（適格事業者以外の者を含む。）により組織された共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

ただし、小売業を行っていない適格事業者（小売業に関する共同事業を行う者を除く。）は単独で応募できないこととし、小売業を行う者をその構成員に含むコンソーシアムの代表者として応募することとする。

## 3 選定基準及び評価基準

### 1 提案者の選定基準

企画内容、運営能力などを高齢買物弱者支援モデル事業審査委員会において審査し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

### 2 提案書の評価基準

ア 地域における本業務の必要性

イ 地域の特性

ウ 地域の特性を踏まえた提案の妥当性

エ 提案内容の持続性

オ 業務履行の確実性

カ 費用の妥当性

キ 業務の実施体制

## 4 企画提案書の提出場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県商工労働部産業政策課(平成23年4月1日以降は、長野県商工労働部経営支援課)  
電話 026 (235) 7194  
(平成23年4月1日以降は 026 (235) 7195)

## 5 企画提案等の提出及び方法

(1) 提出期限 平成23年4月28日(木) 午後1時(必着)

(2) 郵送又は持参によります。

## 6 その他

詳細は、「平成23年度「高齢買物弱者支援モデル事業」企画運営業務企画提案書募集要領」によります。

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次とおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久市小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社佐久インター・ウェーブ

佐久市野沢94-1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
トステムビバ株式会社	竹野 恭二	埼玉県上尾市上298-1
シートゥーネットワーク株式会社	稲井田 安史	東京都練馬区高野台2-9-9
寺島薬局株式会社	寺島 孝雄	茨城県つくば市天久保2-17-5
株式会社オオシマ	伊藤 卷廣	伊那市美篤5009
株式会社文教堂	嶋崎 欽也	神奈川県川崎市高津区久本3-3-17
株式会社マルカワ	小川 忠	東京都八王子市小門町6-22
株式会社スーパー・ブックス	嶋崎 富士雄	神奈川県川崎市高津区久本3-3-17
株式会社ライブワークス	甘利 勝臣	佐久市小田井613-1
株式会社三城	多根 幹雄	東京都中央区日本橋室町2-4-2

フレックスジャパン株式会社	矢島 久和	更埴市屋代2451
依田靖久	—	佐久市根岸30841
宮坂秀昭	—	佐久市中込2-28-9
株式会社プラザクリエイト	大島 康広	東京都千代田区五番町1

ほか4名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
トステムビバ株式会社	豆成勝博	埼玉県上尾市上298-1
テスコジャパン株式会社	マイケル・フレミング	東京都中央区築地6-19-20
寺島薬局株式会社	松本忠久	茨城県つくば市天久保2-17-5
株式会社ムラサキシキブ	吉村順子	東京都練馬区南大泉3-28-4
有限会社ジェイド	吉村竜太郎	佐久市小田井613-1
株式会社シーシーディー	小森繁	長野市中御所1-16-13天馬ビル1階
株式会社ハニーズ	江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1
有限会社エス・ユー	鈴木毅	須坂市旭ヶ丘9-35
株式会社S・C・ロード	西澤由行	長野市南高田2-4-10
株式会社サンタエコサービス	江口淳一	東京都東新宿2-10-10東新橋ビル2階

ほか4名

## 4 変更する年月日

シートゥーネットワーク株式会社からテスコジャパン株式会社への社名変更	平成19年9月18日
トステムビバ株式会社の代表者の変更	平成12年10月1日
テスコジャパン株式会社の代表者の変更	平成20年5月16日
寺島薬局株式会社の代表者の変更	平成22年9月1日
テスコジャパン株式会社の所在地の変更	平成19年9月18日
株式会社プラザクリエイトの退店	平成11年1月31日
依田靖久の退店	平成12年9月30日
宮坂秀昭の退店	平成12年9月30日
株式会社ライブワークスの退店	平成16年1月31日
フレックスジャパン株式会社の退店	平成16年2月13日
株式会社オオシマの退店	平成17年3月14日
株式会社マルカワの退店	平成18年1月27日
株式会社三城の退店	平成19年10月28日
株式会社文教堂の退店	平成20年2月15日
株式会社スーパー・ブックスの退店	平成20年2月15日
株式会社ムラサキシキブの出店	平成16年11月5日
有限会社ジェイドの出店	平成16年11月5日
株式会社シーシーディーの出店	平成16年12月28日
株式会社ハニーズの出店	平成18年4月14日
有限会社エス・ユーの出店	平成19年2月22日
株式会社S・C・ロードの出店	平成20年1月14日

株式会社サンタエコサービスの出店

平成22年12月20日

産業政策課

5 届出年月日

平成23年2月28日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年3月17日から平成23年7月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン中野ショッピングセンター

中野市大字一本木252-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオントリーチ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 记載した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ジャスコ新中野ショッピングセンター

(変更後) イオン中野ショッピングセンター

4 记載した年月日

平成23年3月1日

5 届出年月日

平成23年3月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年3月17日から平成23年7月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久市小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社佐久インター ウェーブ

佐久市野沢94-1

3 记載した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
トステムビバ株式会社				
テスコジャパン株式会社				
寺島薬局株式会社				
株式会社三喜	午前9時	午後10時	午前9時	午後10時
株式会社ワシントン靴店				
株式会社大創産業				
藤久株式会社				
株式会社ムラサキシキブ				
有限会社ジェイド				
株式会社シーシーディー				
株式会社ハニーズ				
有限会社エス・ユー				
株式会社S・C・ロード				
株式会社サンタエコサービス	—	—	午前9時	午前3時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前8時30分～ 午前2時00分	午前8時30分～ 午前3時30分
2	午前8時30分～ 午前0時00分	午前8時30分～ 午前0時00分

## 4 変更年月日

平成23年3月6日

## 5 届出年月日

平成23年2月28日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成23年3月17日から平成23年7月19日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

木曽郡上松町における県営上松地区大木樽沢換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成23年3月11日行いました。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

## 公告

木曽郡上松町における県営上松地区田口換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成23年3月11日行いました。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 入札の対象とする保険契約

県管理の国県道における道路上の事故の損害賠償に対応するための道路損害賠償責任保険契約

## (2) 保険の内容

ア 種類	道路損害賠償責任保険	
イ 保険対象道路	県が管理する全道路（平成22年4月1日現在 5,159.8km）	
ウ 対人賠償限度額	1名につき	1億円
	1事故につき	5億円
エ 対物賠償限度額	1事故につき	4,000万円
オ 免責金額		0円

## (3) 保険期間

平成23年4月24日午後4時から平成24年4月24日午後4時まで

## (4) 入札方法

保険料の総額について行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とします。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 過去5年以内に国又は地方公共団体と道路損害賠償責任保険の契約実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部道路管理課

電話 026-235-7301

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時 平成23年4月8日（金）午前11時
  - イ 場所 長野県庁 議会棟（増築棟）502号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年4月1日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## 5 その他

(1) 本件入札は、平成23年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画の種類及び名称

豊科都市計画道路 3・6・2号 中央通線

3・6・11号 相生町線

## 2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市豊科総合支所

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、豊科都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年3月17日

長野県知事 阿部守一

## 1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成23年4月14日（木）午後7時00分から

(2) 場所 長野県安曇野建設事務所 4階 401会議室（安曇野市豊科4960-1）

## 2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）

ア 3・6・6号 八坂通線

昭和56年豊科町告示第37号を廃止します。

イ 3・6・7号 呉羽通線

昭和63年長野県告示第160号の車線数の決定と、起点位置を変更し、区域を変更します。

ウ 3・4・8号 神明通線

平成12年長野県告示第397号の起点位置を変更し、区域を変更します。

(2) 変更案の閲覧

平成23年3月18日（金）から平成23年4月1日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

平成23年3月18日（金）から平成23年4月1日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県安曇野建設事務所整備課又は安曇野市都市建設部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

## 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

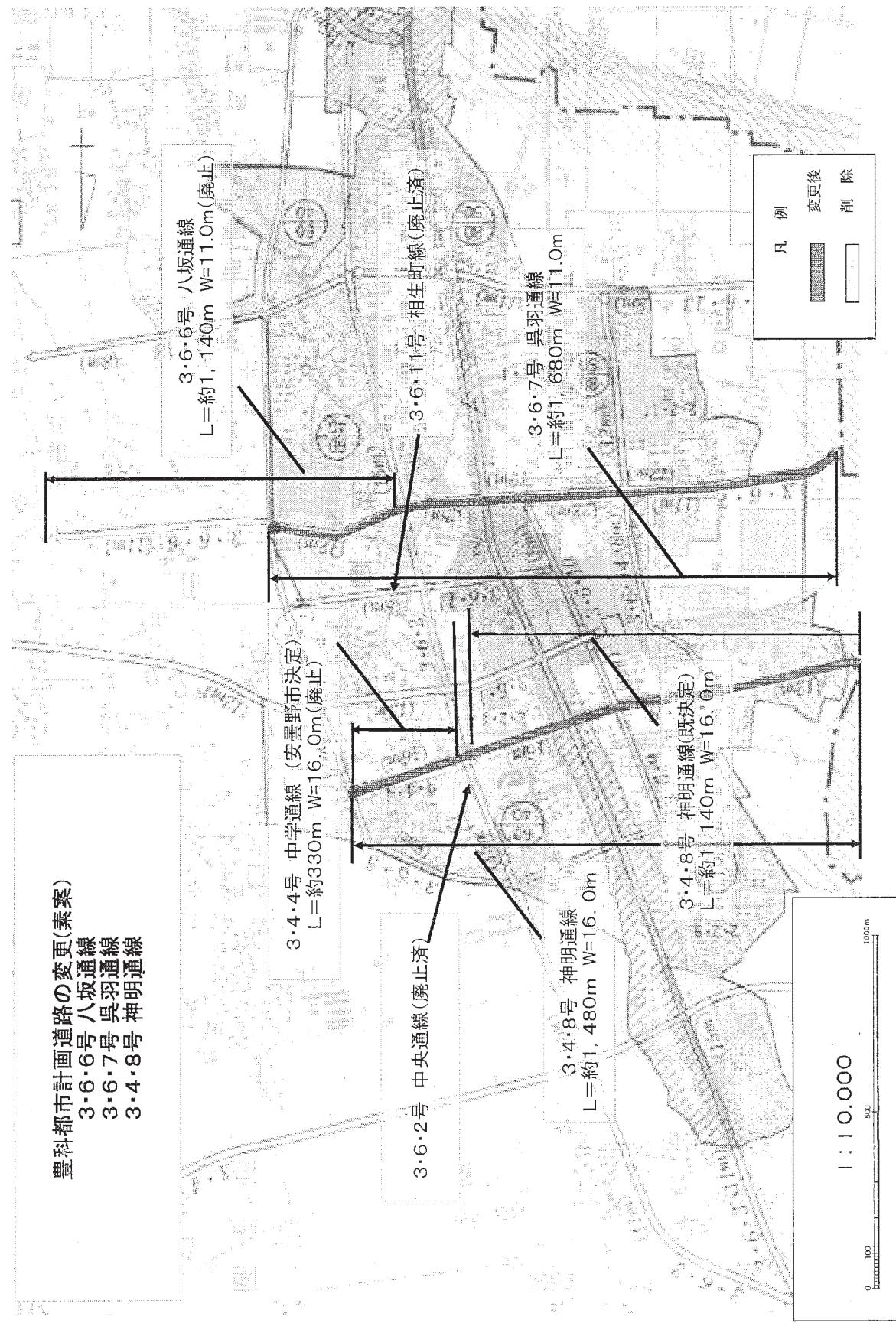
## 5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

**(別紙素案)**

**豊科都市計画道路の変更線(素案)**

**3・6・6号 八坂通線**  
**3・6・7号 吳羽通線**  
**3・4・8号 神明通線**



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時：月 日 時 分)

## 公　述　申　出　書

(整理番号 )

豊科都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の  
とおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

## 公告

塩尻市塩尻東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成23年3月17日

長野県松本地方事務所長 原 隆文

理 事

## 新 任

氏 名	住 所
米 山 安 清	塩尻市大字旧塩尻985番地
佐 藤 明	塩尻市大字柿沢497番地
藤 井 武 彦	塩尻市大字塩尻町726番地2
小 松 幸 平	塩尻市大字上西条569番地
宮 川 弘	塩尻市大字中西条182番地

## 重 任

氏 名	住 所
武 居 篤	塩尻市大字金井202番地1
石 川 敏 幸	塩尻市大字下西条353番地1
米 崩 卓 朗	塩尻市大字大小屋108番地
武 居 幸 男	塩尻市大字長畠196番地
芦 泽 俊 一	塩尻市大字棧敷471番地

## 退 任

氏 名	住 所
平 林 襲 純 男	塩尻市大字塩尻町440番地
笠 原 進	塩尻市大字塩尻町1558番地1
小 林 真	塩尻市大字塩尻町215番地
小 沢 泰 之	塩尻市大字上西条483番地
米 山 龍 德	塩尻市大字中西条171番地

## 監 事

氏 名	住 所
後 藤 今 朝 巳	塩尻市大字柿沢567番地3

## 重 任

氏 名	住 所
川 嶋 千 俊	塩尻市大字中西条238番地

## 退 任

氏 名	住 所
吉 江 正 一	塩尻市大字長畠22番地1

農地整備課